

鳥取県告示第 18 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 1 月 18 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
有限会社すみれ会	米子市西福原九丁目 6 - 20	ケアステーションすみれ会	米子市西福原九丁目 6 - 20	居宅介護 重度訪問介護	平成 20 年 1 月 15 日